



金沢市公報

号外第5号の13

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		●金沢市 金沢市消防局訓令甲
○金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規制 (教育総務課)	1	○金沢市火災予防査察規程の一部改正について (予 防 課) 3
○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校)	2	●消防局訓令甲
●公平委員会規則		○金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正について (消防総務課) 3
○金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	2	●公営企業管理規程
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 () 2	2	○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 4
●美術工芸大学告示		○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 () 4
○金沢美術工芸大学学長選考規程等の廃止について (美術工芸大学) 3	3	○金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程 () 4
		●公営企業訓令甲
		○金沢市電気事業電気工作物保安規程の一部改正について (企業総務課) 5

教育委員会規則

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び市立工業高等学校教育改革推進室」を「、市立工業高等学校教育改革推進室及び金沢西部図書館開設準備室」に改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「		キゴ山天体観察センター	」を
---	--	-------------	----

「		キゴ山天体観察センター 金沢西部図書館開設準備室	」に
---	--	-----------------------------	----

改める。

第4条の表中

		3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項	を
		3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項	に
金沢西部図書館開設準備室	1	金沢西部図書館の開設準備に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公平委員会規則

金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「実施機関」を「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同項第3号中「実施機関」を「教育委員会」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「、美術工芸大学長」、「額市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長及び」及び「、美術工芸大学評議員」を削り、「文書法制課長補佐」の次に「、職員課長補佐」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「主席指導主事」の次に「、主席管理主事」を加え、同表の備考第3項中「及び「副館長」を「、「副館長」、「主席指導主事」、「主席管理主事」及び「管理主事」に、「及び副館長」を「、副館長、主席指導主事、主席管理主事及び管理主事」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

美術工芸大学告示

●金沢美術工芸大学告示第1号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢美術工芸大学学長選考規程（昭和39年美術工芸大学告示第1号）
- (2) 金沢美術工芸大学学位規程（平成9年美術工芸大学告示第1号）
- (3) 金沢美術工芸大学告示の左横書き等の整備に伴う措置に関する要綱（平成12年美術工芸大学告示第1号）
- (4) 金沢美術工芸大学教員の定年に関する規程（平成13年美術工芸大学告示第1号）
- (5) 金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程（平成13年美術工芸大学告示第2号）

平成22年3月31日

金沢美術工芸大学長 久 世 建 二

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

金 沢 市 訓 令 甲 金 沢 市 消 防 局

●金 沢 市 訓 令 甲 第 1 号
金 沢 市 消 防 局

消 防 局
消 防 署

金沢市火災予防査察規程（昭和58年^{金 沢 市 訓 令 甲 第 1 号}金沢市消防本部^{金 沢 市 訓 令 甲 第 1 号}）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保 司
金 沢 市 消 防 長 二 俣 孝 司

第6条中「翌年度」を「当該年度」に、「当該年度の末日」を「4月20日」に改める。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

第6条第13号中「及び自主防災組織」を削り、同条中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 自主防災組織が行う訓練の指導に関する事項

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2企業総務課の表中

「 (2) 職員の児童手当の支給の決定 」 を 「 (2) 職員の子ども手当の支給の決定 」 に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

課長 検査員室長	3種	を
担当課長 所長 ガス保安対策室長	4種	

課長	3種	に改める。
担当課長 所長 検査員室長 ガス保安対策室長	4種	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員被服貸与規程（昭和63年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市電気事業電気工作物保安規程（昭和62年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

題名を次のように改める。

金沢市発電事業電気工作物保安規程

第2条第1項を次のように改める。

この規程は、本市の発電事業の用に供するすべての電気工作物の保安管理に適用する。

第7章を削る。

別表第1中

上水・発電課	
電気主任技術者	を
※ 電気主任技術者	
※ ダム水路主任技術者	
※ 電気主任技術者（自家用）	

上水・発電課	
電気主任技術者	に、
※ 電気主任技術者	
※ ダム水路主任技術者	

新内川発電所取水口需要設備	を
電気主任技術者（自家用）	

新内川発電所取水口需要設備	に改める。
電気主任技術者	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)